

袖ヶ浦市小規模保育事業 A 型整備運営事業者募集に係る質問及び回答

No.	募集要項項目	質問内容	回答内容
1	4 整備等に関する要件	<p>屋外遊戯場は同一敷地内に整備すること。と記載がありますが、同一敷地内の定義などがありますか？</p> <p>建築整備の土地の範囲内であれば、良いでしょうか？</p> <p>例：物件の駐車場や空きスペースの一部を園庭にしてもらえるように検討してもらっています。可能エリアを教えてください。</p>	<p>屋外遊戯場は、園舎を建築する敷地と同一の敷地内に整備してください。</p> <p>屋外遊戯場が園舎と同一敷地内にあり、かつ園舎（保育室等）と隣接しない場所に整備する場合は、園舎（保育室等）と屋外遊戯場が、園児や職員以外の不特定多数の者が使用しない専用通路で接続されているものとします。</p>
2	4 整備等に関する要件	<p>園児送迎用駐車スペースを原則として同一敷地内に4台分以上整備すること。と記載がありますが、送迎駐車スペースは共同利用でもよいでしょうか？</p> <p>例：駐車場がテナント共用になっていますが可能でしょうか。</p>	<p>共同利用でも可能としますが、園児送迎用駐車スペースとして確保する場所は、4台分の特定の場所を確保してください。</p> <p>本質問の例において、共用駐車スペースの内、園児送迎用駐車スペースとして4台分の場所が特定されない場合は認められません。</p> <p>また、開所時間中は、保育利用者が4台分のスペースを必ず使用できるものとします。</p>
3	6 応募手続き	<p>既存物件を賃貸する場合、埋蔵文化財の証明書等は必要でしょうか？</p> <p>また、他にも必要のないものがありましたら教えてください。</p>	<p>施設の整備に要する施工の内容が既存物件の内装工事のみの場合は、埋蔵文化財の証明書の提出は不要とします。ただし、既存物件の増改築、附属設備の設置、駐車場の整備、埋設管工事その他敷地内における工事を伴う場合は、証明書により埋蔵文化財の有無を確認してください。</p> <p>他の書類については、別添3「応募申込書及び</p>

			<p>提出書類一覧」及び各様式に記載のとおり提出してください。</p> <p>(排水先の対応状況については、既存物件を活用する場合は、既存物件建築時の対応状況がわかるもの、また保育施設の整備によりその状況が変わる場合は、変更後の対応状況について書類を提出してください。)</p>
4	<p>2 募集施設の概要</p> <p>10 スケジュール(予定)</p>	<p>スケジュール(予定)に開設日が令和3年4月1日とありますが、令和3年4月1日までに開設と読み取ってもよいでしょうか?</p> <p>例:令和2年10月開設など</p>	<p>開設日は令和3年4月1日に限定します。</p>